

法人事業所における国民健康保険の資格について

【関係法令抜粋】

国民健康保険法 第六条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者としない。
一項 健康保険法の規定による被保険者。但し、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者を除く。

健康保険法 第三条 一項 この法律において「被保険者」とは、**適用事業所※1**に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。

※1 【適用事業所とは？】

- ・強制適用事業所…法律によって加入が義務付けられている事業所。法人事業所や常時5人以上雇用している個人事業所※2等
- ・任意適用事業所…強制適用事業所とならない事業所で厚生労働大臣(日本年金機構)の認可を受け健康保険・厚生年金保険の適用となった事業所

◎ 適用事業所に雇用されている方は、平成9年8月31日以前に健康保険の適用除外承認を受けなければなりません。以降に受けた方については、国保組合に残ることができません。

【注意すべき点】(法人事業所のみ)

1 法人事業所の事業主が交代したとき(事業主変更)

国保組合に残れる場合 ⇒ 次に事業主(代表)になる方の当国保組合の加入日が平成9年8月31日以前のとき

国保組合に残れない場合 ⇒ 次に事業主(代表)になる方の当国保組合の加入日が平成9年9月1日以降のとき

- ・生まれた時は加入していたが、途中で他事業所への就職や転居(世帯分離)等で一旦資格が途切れ、再加入したのが平成9年9月1日以降の方も含む

2 事業主が後期高齢者医療制度に移行したとき(「代わりの組合員」について)

国保組合に残れる場合 ⇒ 代わりの組合員になる方の当国保組合の加入日が平成9年8月31日以前のとき

国保組合に残れない場合 ⇒ 代わりの組合員になる方の当国保組合の加入日が平成9年9月1日以降のとき

- ・生まれた時は加入していたが、途中で他事業所への就職や転居(世帯分離)等で一旦資格が途切れ、再加入したのが平成9年9月1日以降の方も含む

3 事業所形態が個人から法人に変わったとき(法人成りや法人新設)

国保組合に残れる場合 ⇒ 法人の事業主になる方の当国保組合の加入日が平成9年8月31日以前のとき

国保組合に残れない場合 ⇒ 法人の事業主になる方の当国保組合の加入日が平成9年9月1日以降のとき

- ・個人事業所時の新規加入が平成9年9月1日以降のときや生まれた時は加入していたが、途中で他事業所への就職や転居(世帯分離)等で一旦資格が途切れ、再加入したのが平成9年9月1日以降の方も含む


4 厚生年金を脱退したとき(経営上の対策等で報酬を0円とした等)


国保組合に残れない ⇒ **脱退した日に遡って資格喪失いたします。**

- ・保険給付や人間ドックの負担金等を遡って請求させていただきます。

事業所形態別 社会保険一覧

事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	医療保険	年金保険
法人	1人～	常用労働者	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・国民健康保険組合(適用除外承認要)	厚生年金
	-	役員等	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・国民健康保険組合(適用除外承認要)	厚生年金
個人	5人～※2	常用労働者	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・国民健康保険組合(適用除外承認要)	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	・国民健康保険 ・国民健康保険組合	国民年金
	-	事業主、事業専従者	・国民健康保険 ・国民健康保険組合	国民年金

 : 事業主に従業員(役員含む)を加入させる義務があるもの

 : 個人の責任において加入するもの

※2 食品国保に関係する業種は以下の通りです。

- ・菓子の製造並びに販売
- ・牛乳の搾取、処理及び販売
- ・食肉の販売及び食肉製品の製造並びに販売
- ・青果物類の販売
- ・惣菜及び魚菜の調理並びに販売
- ・魚介類の販売及び水産食品の製造並びに販売
- ・麺類の製造及び販売
- ・パンの製造並びに販売
- ・清涼飲料水の製造及び販売
- ・米穀の販売
- ・食品添加物製造及び販売
- ・豆腐及び蒟蒻の製造並びに販売
- ・氷雪の製造及び販売
- ・砂糖の販売
- ・コンビニエンスストア

【その他の注意点】(個人・法人事業所問わず)

- 1 本事業以外(例えば不動産の貸付や株や先物取引等)による所得が著しく多く、確定申告書上明らかに主たる事業が本業以外であると判断したとき
- 2 住所変更で、本人、家族を問わず、規約4条の指定する地域外に住民票を異動した場合⇒ 異動した日に遡って資格喪失いたします。
・ 規約4条＝京都市・宇治市・向日市・亀岡市・八幡市・長岡京市・滋賀県大津市
- 3 同一世帯であった者が住居を変えず、住民票を分けた(世帯分離)とき⇒ 世帯分離した日に遡って資格喪失いたします。
- 4 企業組合に加入したとき
国保組合に残れない⇒ 加入した日に遡って資格喪失いたします。
・ 保険給付や人間ドックの負担金等を遡って請求させていただきます。